

市立学校における臨時休業後の学校再開方針について

市立学校の臨時休業後の再開については、国及び神奈川県「学校再開ガイドライン」を踏まえ、横須賀市教育委員会の方針を次のとおりとする。

1 学校再開日

令和2年6月1日（月）

2 授業の段階的な再開について

(1) 第一段階（6月1日（月）から6月19日（金）までの平日15日間）

半日授業、給食なし

① 小学校

- ・各学級の半数（20人以下）ずつが隔日登校し午前中のみの授業を実施

② 中学校

- ・各学級の半数（20人以下）が、午前と午後に分かれての2部制授業を実施
- ・部活動は実施しない。

③ 幼稚園、特別支援学校

- ・午前中のみの保育又は授業を実施する。

④ 高等学校

- ・全日制は、年次ごとに午前又は午後でのみの授業を実施（年次別時差登校）
- ・定時制は、授業を4時間目まで行い、直ちに下校（夜食なし）
- ・部活動は実施しない。

(2) 第二段階（6月22日（月）から6月30日（火）までの平日7日間）

短縮授業、給食開始

① 小学校

- ・全員登校し、5分短縮授業（40分授業）を、5時間目まで実施

② 中学校

- ・全員登校し、5分短縮授業（45分授業）を、5時間目まで実施
- ・部活動は実施しない。

③ 幼稚園、特別支援学校

- ・短縮保育、短縮授業を実施（下校の目安を13時とする）

④ 高等学校

- ・3密を防ぐための授業形態や方法を工夫した終日授業を実施
- ・部活動は実施しない。

(3) 第三段階（7月1日（水）以降）

全校種とも通常授業を実施

※ 7月1日（水）以降の部活動の実施については、状況に応じて別途指示する。

3 夏季休業期間について

本年度に限り、夏季休業期間を次のとおりとする。(幼稚園を除く)

令和2年8月6日(木)から令和2年8月17日(月)までの12日間

※ 学校閉庁日は、予定通り、8月11日(火)から8月14日(金)とする。

なお、夏季休業期間の変更については、当該校種の管理運営に関する規則の改正が必要となります。神奈川県知事から公共施設等の使用制限要請の解除があり次第、教育長の臨時代理により規則改正を行わせていただきます。

4 給食について

夏季休業の日程変更に伴い、小学校及び特別支援学校の給食の実施日程を、次のとおりとする。

(1) 小学校

- ・6月22日(月)から開始し夏季休業前は7月31日(金)までとする。
- ・夏季休業後の給食再開は、8月31日(月)からとする。

(2) 中学校

- ・6月22日(月)から牛乳給食を開始する。

(3) 特別支援学校

- ・ろう学校は、小学校と同様の日程とする。
- ・養護学校は、児童生徒の状況に合わせて設定する。

5 学校行事について(運動会・修学旅行等)

(1) 小学校

- ・春季の運動会は秋以降に延期(昨年度春季開催は27校)、規模縮小を検討中
- ・修学旅行は実施予定(実施期間:9月28日(月)から10月8日(木)まで)
- ・キャンプは中止、遠足は秋以降に延期

(2) 中学校

- ・秋の体育祭は、規模縮小を検討中
- ・春季の修学旅行は、秋以降に延期
- ・キャンプは中止、社会見学等は秋以降に実施

(3) 幼稚園、特別支援学校

- ・幼児・児童・生徒の状況に応じて、日程変更や中止を検討中

(4) 高等学校

- ・全日制の春季体育祭(6月18日(木))は中止、秋季文化祭(9月18日(金)、19日(土))は実施予定
- ・修学旅行については、定時制(6月23日(火)~26日(金))は12月に延期、全日制(令和3年1月29日(金)~2月2日(火))は予定どおりの実施を見込んでいる。